

はじめに



本市がこれからの10年間、市民の皆様とともにまちづくりに取り組む指針となる第5次総合計画を策定してから3年が経過しました。

この間、国内では長引く景気低迷の中、未曾有の大災害となった東日本大震災が発生しましたが、住民が一丸となった災害対応や力強い復興活動の中で、人々の「絆」が強く意識されてきたところです。

一方、全国の地方自治体に目を向けますと、少子高齢社会の進展は今後も大きく進む見込みであり、地域を取り巻く環境変化への柔軟かつ迅速な対応が求められています。本市においても、さらなる市民福祉の向上や、地域の魅力を広く発信していく取り組みが必要であり、「住んでよかった」と思っただけのような、より魅力あるまちづくりを、さらに推進してまいりたいと考えております。

こうした状況の中、第5次総合計画第1期基本計画の終了に伴い、引き続き本市がめざす将来像である『出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津』の実現に向けて、第5次総合計画第2期基本計画を策定いたしました。

第2期基本計画策定にあたっては、第1期基本計画における本市の取り組みや課題を整理するとともに、市民意識調査結果の分析等を通じて、市民の皆様のお考えを市政運営に反映するため、施策体系を再構築いたしました。

また、市政の重点化の方針を明確にするため、本市の重要テーマである「草津川跡地の空間整備」、「中心市街地の活性化」、「コミュニティ活動の推進」の3つをリーディング・プロジェクト（重点方針）として位置づけ、計画期間中に重点的に取り組むこととしました。

第2期基本計画の推進にあたっては、市政運営の基本原則である市民参加と情報公開をいっそう推進しながら、幸せが実感できるまちづくりを市民の皆様とともに展開することで、草津市民であることに対する誇りや愛着である“ふるさと草津の心”が育まれるよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントなどで貴重な御意見、御提言をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 25 年 3 月

草津市長 橋 川 渉



春を上げる、満開の桜並木

全国有数の広さと美しさを誇る、烏丸半島周辺のハスの群生



昔ながらの風景を今に残す湖辺に飛来するコハクチョウ

晩秋の夜の宿場町草津を彩るイベント「くさつ街あかり・華あかり・夢あかり」



“元気”と“うるおい”のあるまちを目指して

まちの姿

本市には、古くから陸上・湖上の要路があり、多くの人やものが行き交い出会う中で生まれた街道文化が、美しい自然と人の関わり合いの中で育まれて、今日に息づいています。

そして、大都市圏へのアクセスが整った、生活の利便性が高い職住近接のまち、あるいは、大学のあるまちとしての魅力から、ファミリー世帯の転入や学生の流入が継続しています。

こうした動きが“若い力”となって地域に広がり、市民活動もますます活発となる中で、湖南地域の中核的な都市としての広域的視野にも立ったまちづくりを行い、「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」など市民生活の多様な広がりに応えられるまちとして、さらなる発展を目指しています。

基本構想

平成21(2009)年12月22日議決
平成22(2010)年度から平成32(2020)年度まで

出合いが織りなす ふるさと “元気”“うるおい”の あるまち 草津 kusatsu

将来人口

平成32年
135,000人

将来の草津市では、まちづくりに対する高いところざしによって、琵琶湖のほとりの自然環境と人々の活動が調和し、美しさ、心地よさ、うるおいと生活の豊かさ、“ふるさと草津”への愛着と草津市民としての私たちの誇りが生み出されています。



将来ビジョン

街道文化が息づくまちは、いつも出合いと交流に満ちて、誰もが、互いを尊重し認めあい、学びあい磨きあいながら、“受け継いだもの”や“新たなもの”などの交わりにふれて知恵と心を育み、生き生きと輝いています。



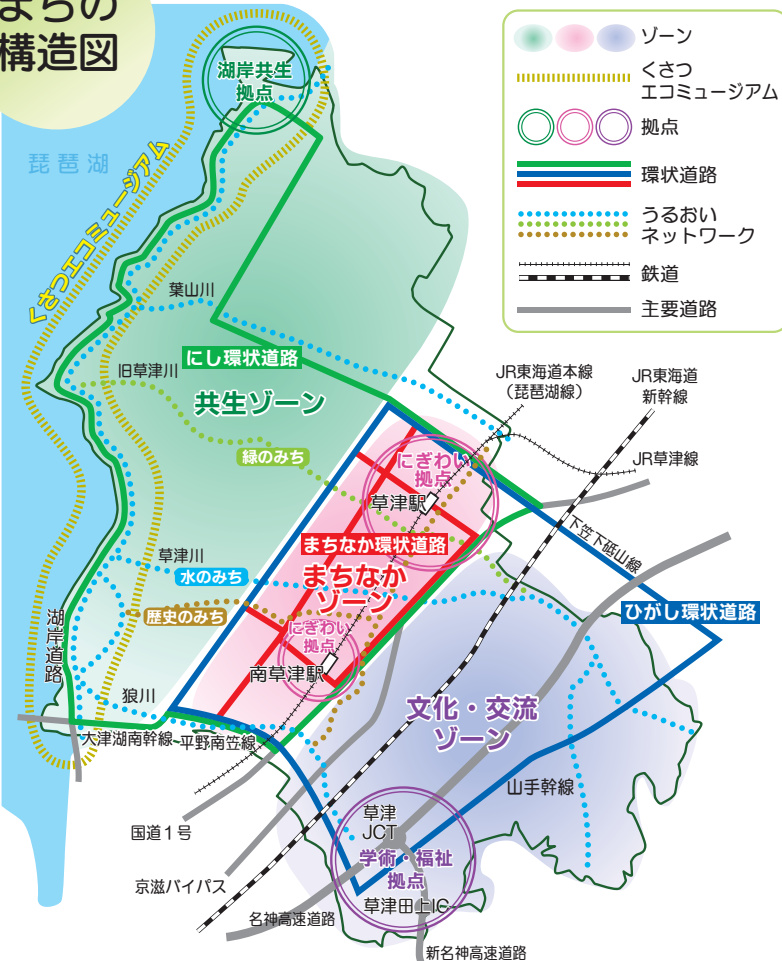
その輝きは、人から地域、産業などへも行き渡ってまち全体の元気・活力となって市民の夢を育み、草津の気風・文化などに市外からも親しみと憧れを集める“新しい魅力”を創り出して、人々の間に様々な感動を広げています。



市民・地域・大学・企業・行政等の「協働」を軸に市民自治の仕組みが丁寧に組み立てられており、文化・教育・環境・経済などあらゆる分野で滋賀県全体を先導する自負と責任を持ちながら、周辺の自治体とともにさらなる未来を拓こうとする、力強い地域経営が行われています。



まちの構造図



まちづくりの基本方向

将来ビジョンに基づいて基本構想期間において行うまちづくりは、すべて私たち草津市民がともに進めるものであり、以下の4つを基本方向とします。

■「人」が輝くまちへ

出合いとふれあいの豊かさによって、人々が互いを尊重しあう人権文化が花開くまちをつくっていきます。
また、誰もが生涯を通じて楽しく学び、生きがいを持ち、市民文化を守り育みながら、それぞれの個性を生かして輝いていけるまちをつくっていきます。

■「安心」が得られるまちへ

地域における自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、幼少期から高齢期まで、障害のある人もない人も誰もが等しく、生命と健康と暮らしが守られるまちをつくっていきます。
また、災害に強く、事故や犯罪のない、安心して生き生きと生活できるまちをつくっていきます。

■「心地よさ」が感じられるまちへ

琵琶湖をはじめとした自然環境に、人々の様々な活動が調和する持続可能なまちをつくっていきます。
そして、草津に暮らす人々や、草津を訪れる人々にとって、ぬくもりや季節の移り変わり、心地よさがいつも感じられるまちをつくっていきます。

■「活気」があふれるまちへ

農業や商工業、観光などの振興を図り、市内外の多様な結びつきを創出して、地域産業の全体の活力を高めていきます。
また、地域コミュニティ活動、多岐にわたるテーマに応じた市民活動の活発化を促進し、地域に暮らし働くなかに、人・物・情報・技術の多様な交流を導いて、市全体から活気があふれ広がるまちをつくっていきます。

行政の姿勢と役割

■ 地域経営への転換

持続可能で確かな地域経営を行うため、市民にわかりやすく、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメント（運営管理）を行います。
併せて、行政自らの政策形成・遂行能力の向上に努め、事業の効率化と広域連携の推進に努めます。

■ 協働のまちづくりの基盤強化

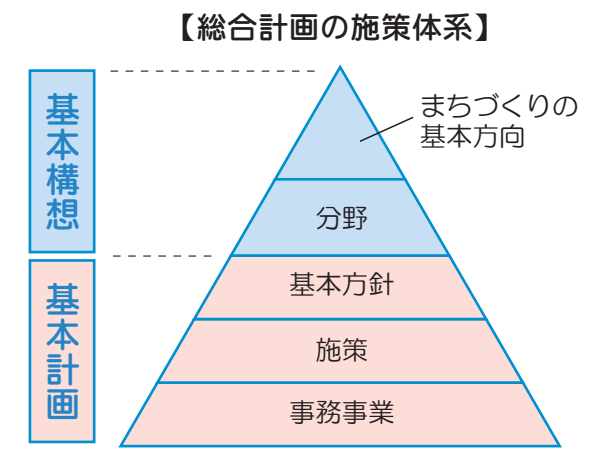
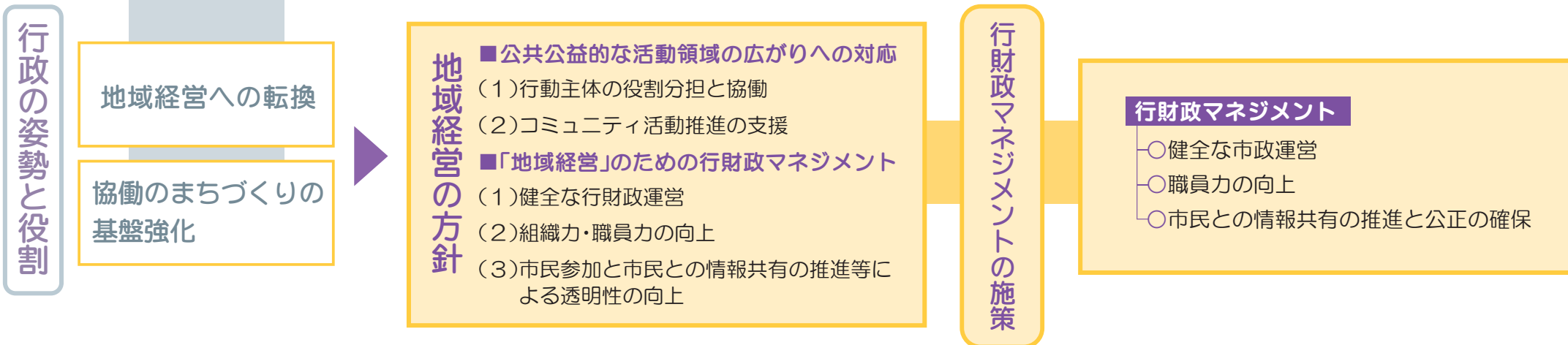
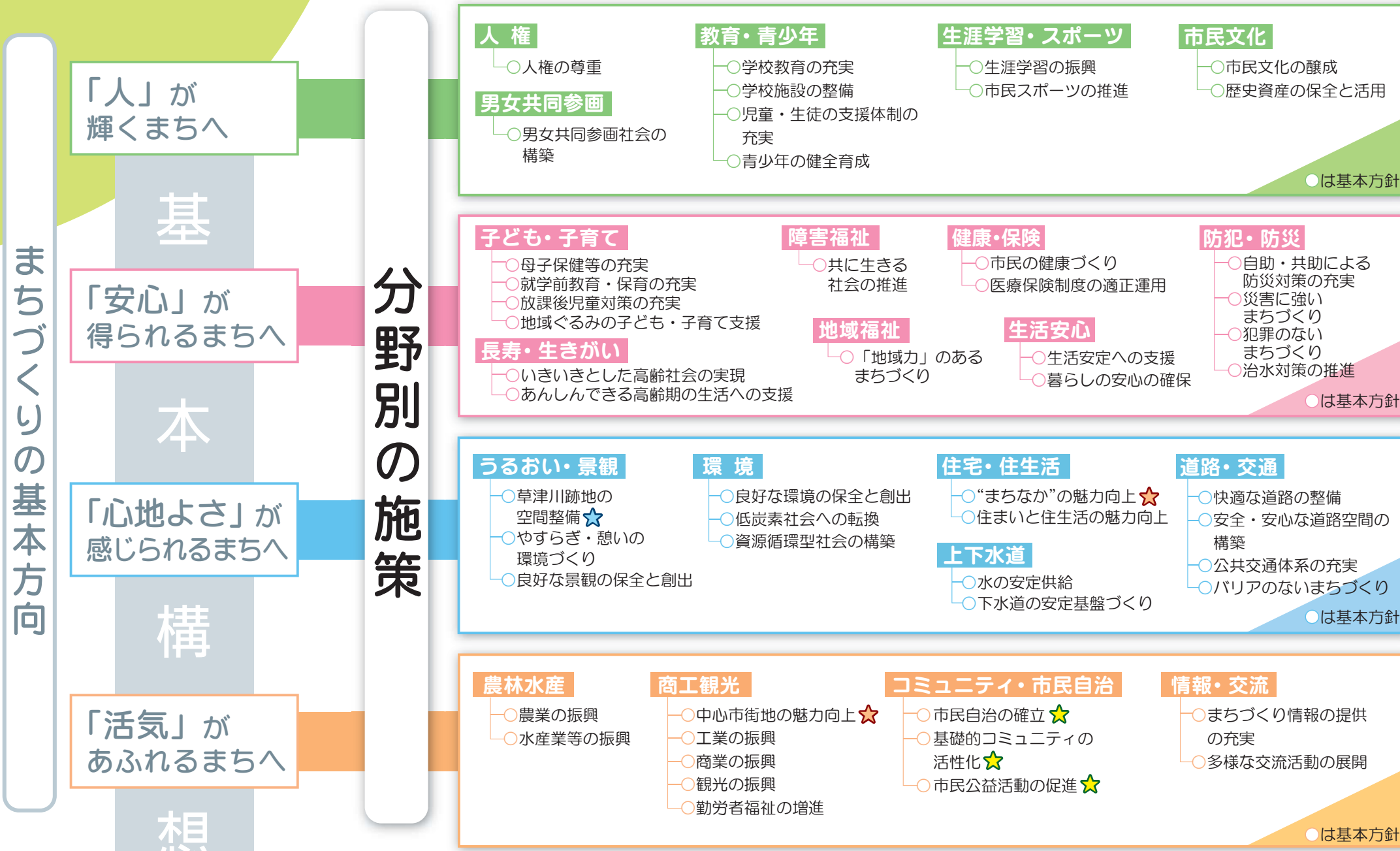
参加から協働へとつながるわかりやすい仕組みをつくることによって、市民のまちづくりに関わる意識を高め、市民による様々な活動がいっそう展開されるよう取り組みます。
とりわけ地域コミュニティによる活動については、その活動が自立したものであることを重視した支援を図っていきます。

基本計画

第1期／平成22(2010)年度から平成24(2012)年度まで
 第2期／平成25(2013)年度から平成28(2016)年度まで
 第3期／平成29(2017)年度から平成32(2020)年度まで

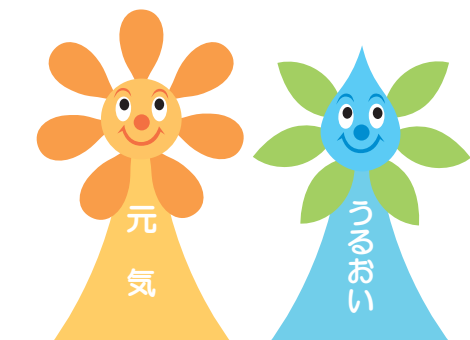
まちづくりの基本方向と基本計画の構成

○この計画では、基本方針ごとに「達成目標」と「指標」を設定しています。
 ○「指標」により、第2期基本計画に基づくまちづくり全体の進み具合の目安を把握し、市ホームページ等を通じた広報を図っていきます。



3つのリーディング・プロジェクト（重点方針）

■市民の“高いところざし”のもとで、「元気」と「うるおい」をキーワードとする3つのリーディング・プロジェクトにより、滋賀県を先導する自負と責任を持ちながら、本市の協働のまちづくり・地域経営をけん引し、^{シビック・プライド}市民の間に「ふるさと草津の心」を導いていきます。



草津川跡地の空間整備

このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針

◆草津川跡地の空間整備

【まちづくりの基本方向】

『心地よさ』が感じられるまちへ

【分野】

うるおい・景観



草津川跡地は、宿場町や天井川の面影をとどめる歴史・文化的な環境を残しつつ、様々な都市機能をつなぎ、交流や活力を育む都市空間としての資質にも非常に恵まれており、他の都市にはない優れたまちづくり資源です。

市は、草津川跡地が持つ特性を最大限に活用し、子どもから高齢者まで様々な人々が集う場所として、自然とのふれあい・防災・交通・にぎわい創出など様々な機能を持つ公共施設の整備を行うとともに、そこを利用したい方や、活動の場としたい方たちのつながりや関係性をつくっていきます。

さらに、市は、住民・事業者・市民活動団体等が主体的に関わり合いながら、魅力的な空間を創造し、維持管理する組織をつくり、育てていく取り組みを進めていきます。

こうした取り組みを通じて、草津川跡地は市民の誇れる財産となり、草津市の都市価値を高め、魅力あるまちづくりに向けた多面的な展開へつながることから、「草津川跡地の空間整備」をリーディング・プロジェクト（重点方針）とします。



中心市街地の活性化

このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針

◆“まちなか”の魅力向上

【まちづくりの基本方向】

『心地よさ』が感じられるまちへ

【分野】

住宅・住生活



◆中心市街地の魅力向上

【まちづくりの基本方向】

『活気』があふれるまちへ

【分野】

商工観光



中心市街地の活性化は、来るべき人口減少社会・超高齢社会においても本市が持続可能な都市運営を図ることをめざして誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進めるために「市街地の整備改善」「都市福利施設の整備」「街なか居住の推進」「商業の活性化等」「公共交通の利便増進」といった5つの政策的視点を中心に取り組みを進める総合行政施策として、中心市街地に暮らす市民だけではなく、全ての市民の将来にとって波及効果の高い取り組みです。

市は、取り組みの基本となる中心市街地活性化基本計画の作成や公共施策を展開するとともに、

中心市街地活性化協議会やまちづくり会社への支援等を行っていきませんが、中心市街地の活性化・まちづくりを実現するためには、まちづくり会社、商工会議所、まちづくり協議会や商業者、市民活動団体、民間企業、交通事業者など、多くの人に関与し、自らが主体となって行動していく必要があります。

このように中心市街地活性化の取り組みは、将来の草津市を見据え、様々な分野の施策を多くの実施主体により総合的に押し進めるという観点から、「中心市街地の活性化」をリーディング・プロジェクト（重点方針）とします。



コミュニティ活動の推進

このリーディング・プロジェクト（重点方針）に含まれる基本方針

◆市民自治の確立

◆基礎的コミュニティの活性化

◆市民公益活動の促進

【まちづくりの基本方向】

『活気』があふれるまちへ

【分野】

コミュニティ・市民自治



草津市はこれまで、駅前を中心に人口は増加してきましたが、少子高齢化の進展や世帯構造が変化する中において、地域活動への関心が薄い市民が増え、地域の絆が弱まってきており、また市民ニーズの多様化により市のみでは解決を図ることが困難な課題が生じています。こうした状況を乗り越えて、個性豊かで活力のある地域社会を実現するためには、市民と行政が相互の役割を補い合い、力を合わせてまちづくりに取り組むことが不可欠です。

このために市は、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を目的に設立されたまちづくり協

議会の活動や、町内会・自治会などの基礎的コミュニティの活動を活性化する支援を行うとともに、NPO・ボランティア団体などの市民公益活動を促進していきます。

協働のまちづくりのため、まちづくり協議会や市民公益活動団体など各主体の活動をさらに推進していくことは、第2期基本計画においても引き続き市が取り組むべき重要事項であることから、「コミュニティ活動の推進」をリーディング・プロジェクト（重点方針）とします。



「人」が輝くまちをつくるための施策

- ◆人権
 - 人権文化の醸成
 - 人権の擁護
- ◆男女共同参画
 - 男女共同参画推進計画の推進
- ◆教育・青少年
 - 教育内容の充実
 - 教職員の資質向上
- 学校施設・設備の充実
- 生徒指導・教育相談体制の整備
- 安全で安心な教育環境の確保
- 特別支援教育の充実
- 青少年教育の充実と社会参加の促進
- 青少年の健全育成に向けた活動への支援
- ◆生涯学習・スポーツ
 - 生涯学習支援機能の充実
 - 生涯学習内容の充実
 - 地域協働校の展開
 - スポーツの普及と促進
 - スポーツに親しむ場の充実
- ◆市民文化
 - “ふるさと草津の心”の醸成
 - 文化・芸術の振興
 - 文化財調査の推進
 - 文化財の保全と継承
 - 歴史資産を生かしたまちづくり

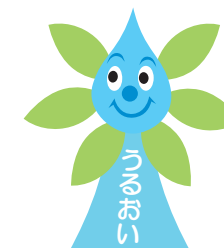
「安心」が得られるまちをつくるための施策

- ◆子ども・子育て
 - 母子保健サービスの充実
 - 就学前教育の充実
 - 保育サービスの充実
 - 援助を要する子どもへの支援の充実
 - 保育所(園)・幼稚園の施設整備
 - 児童育成クラブの充実
 - 子ども・子育て支援、ネットワークの充実
 - 児童虐待の防止と早期発見・早期対応
 - ひとり親家庭等への支援の充実
 - 子育てに伴う経済的負担の軽減
- ◆長寿・生きがい
 - 高齢期の健康・生きがい対策の充実
 - 地域包括ケアの推進
 - 認知症対策の充実
 - 介護予防対策の充実
 - 介護サービスの充実
 - 介護保険制度の適正運用
- ◆障害福祉
 - 障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実
 - 障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持
 - 福祉のまちづくりの推進
- ◆地域福祉
 - 地域福祉の担い手の育成
 - 地域福祉を支えるネットワークづくり
- ◆健康・保険
 - 市民の健康づくり支援
 - 疾病予防対策の強化
 - 広域での地域医療体制の充実
 - 国民健康保険制度の運用
 - 高齢期の医療制度の周知
 - 福祉医療費の助成
- ◆生活安心
 - セーフティネットの充実
 - 市民相談業務の充実
 - 消費者の自立支援・消費者団体の育成
- 生活衛生の向上
- ◆防犯・防災
 - 自主防災体制の確立と市民意識の高揚
 - 消防体制・基盤の充実
 - 地域防災体制・基盤の強化
 - 自主防犯活動の展開
 - 防犯設備の維持・整備
 - 河川・排水路の整備
 - 公共下水道雨水幹線の整備



「心地よさ」が感じられるまちをつくるための施策

- ◆うるおい・景観
 - 草津川跡地の整備
 - 公園・緑地の整備
 - まちなみ緑化の推進
 - 水辺空間の活用
 - 自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成
- ◆環境
 - 自然環境の保全
 - 環境学習の内容充実
- 環境汚染、環境負荷対策の促進
- 様々な主体が参画するプラットフォームの構築
- 省エネルギーと新エネルギー利用の推進
- 廃棄物の発生抑制・資源化の推進
- 廃棄物の適正処理
- 環境美化の推進
- ◆住宅・住生活
 - 中心市街地の基盤整備
- 良質な住宅資産の形成
- 市街地の整備と土地利用の適切な誘導
- ◆上下水道
 - 上水道施設の整備更新・耐震化と維持管理
 - 上水道事業の健全経営
 - 下水道施設の整備更新・耐震化と維持管理
 - 下水道事業の健全経営
- ◆道路・交通
 - 広域主要幹線道路等の整備促進
 - 幹線道路の整備
 - 生活道路の整備
 - 歩道・自転車道等の整備
 - 道路空間の整備
 - 道路空間の維持管理
 - 公共交通の充実
 - 公共交通機関の利便性の向上
 - まちのバリアフリー化の促進



「活気」があふれるまちをつくるための施策

- ◆農林水産
 - 持続的・安定的な農業経営の確立
 - 農地の保全と農業的土地利用の増進
 - 市民ニーズにこたえる地産地消の推進
 - 「農」のあるまちづくり
 - 農業振興のためのネットワーク強化
 - 水産業等の経営の安定化
 - 漁場環境の保全と漁業資源の確保
- ◆商工観光
 - 中心市街地のにぎわいの創出
 - 研究開発人材の連携と協働の基盤づくり
 - 付加価値の高い商品を製造する企業(機能)の誘致と集積促進
 - 新産業の創出
 - 中小企業の技術向上と経営革新の支援
- 小地域ごとの商業基盤の確保
- 観光資源の活用と草津ブランドの育成
- 出会いとふれあいの魅力の発信
- 勤労者への支援
- ◆コミュニティ・市民自治
 - 市民自治の確立のための環境整備
 - 基礎的コミュニティ活動の支援
 - 市民公益活動の支援
- ◆情報・交流
 - まちづくり情報基盤の整備
 - 行政情報の適切な提供
 - 大学などを生かしたまちづくりの展開
 - 近隣自治体との連携の強化
 - 多文化交流の促進

地域経営の方針

1. 公共公益的な活動領域の広がりへの対応

(1) 行動主体の役割分担と協働

これからの公共公益的な活動を「協働」によって担う上で、各行動主体の役割を示し、また、地域における様々な行動主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていきます。

(2) コミュニティ活動推進の支援

本市では、これまでから様々な団体等によるコミュニティ活動が活発に展開されています。これらのコミュニティ活動に取り組み各主体が「協働による地域経営」において主要な役割を担うことから、それぞれの主体における活動がさらに推進されるよう、積極的に支援していきます。

2. 「地域経営」のための行財政マネジメント

- (1) 健全な行財政運営
- (2) 組織力・職員力の向上
- (3) 市民参加と市民との情報共有の推進等による透明性の向上

行財政マネジメント

◆行財政マネジメントの施策

- 財政・財産の適正な管理運営
- 事務事業の効果・効率の向上
- 職員の資質向上
- 情報提供・情報公開の推進

分野別の施策と行財政マネジメント